

いわてグローバル人材育成推進協議会規約 (平成29年2月7日制定)

(名称)

第1条 本会は、いわてグローバル人材育成推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、グローバルな視点を持ち、世界の平和や国際的な課題解決及び自立した多文化共生社会の実現を担うことのできるローカル人材の育成及び活用に向けた取組を推進するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 岩手県と世界の架け橋となり、地域の未来づくりを担うグローバル人材の育成に関すること。
- (2) 海外からの留学生及び日本人学生と岩手県内小中高校生との国際教育交流支援に関すること。
- (3) 外国人や海外経験のある日本人を活用したグローバルコミュニティの形成と地域情報の発信及び共有の促進に関すること。
- (4) 外国人や海外経験のある日本人を活用した地域の活性化及び国際化事業の展開支援に関すること。
- (5) 国際理解、地域国際化、外国語及び日本語教育等の促進及び支援に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、協議会の目的及び事業に賛同する個人、法人又は団体であって、次条の規定により会員となった者をもって組織する。

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次の2種とする。

- (1) 第1号会員 協議会の目的及び事業に賛同し、協議会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための寄付金を納入して入会した個人、法人又は団体
- (2) 第2号会員 協議会の目的及び事業に協力を申し出て入会した法人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、会長が別に定めるところにより入会手続きを行い、会長の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 第1号会員は、協議会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会長が別に定める額の寄付金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会長は退会させることができる。
 - (1) 協議会の会員たるにふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 会員である法人又は団体が解散したとき。
 - (4) 第1号会員が、第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- 3 会員が退会しても、既に納入した寄付金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 会長は、岩手県知事をもって充てる。

- 2 副会長は、いわて高等教育コンソーシアム代表国立大学法人岩手大学長、公益財団法人岩手県国際交流協会理事長及び岩手県商工会議所連合会長をもって充てる。
- 3 監事は、総会の決議によって選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の財務を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第12条 会長及び副会長の任期は、委嘱されたときから協議会が解散するときまでとする。ただし、当該役員が就任時の団体の役職を離れたときは辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 3 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、監事が就任時の団体の役職を離れたときについては、第1項ただし書きの「当該役員」を「監事」と読み替えて準用する。

(会議)

第13条 協議会に総会、運営委員会及びプロジェクトチーム（以下「PT」という。）の会議を置く。

(総会)

第14条 総会は、役員及び会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の変更に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること。

- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 5 総会を招集するいとまのない審議事項については、会長の専決とする。

(総会の定足数)

第15条 総会は、会員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議決は、議決について特別の利害関係を有する会員を除く会員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 総会において、やむを得ない理由のため会議に出席することができない会員は、代理人に票決等の権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は、会員から会長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 運営委員会に委員長を置き、委員長は、岩手県の国際業務を所管する室課（以下「県国際業務所管室課」という。）の長をもって充てる。
- 3 運営委員会は、委員長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 5 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 協議会事業の実施内容及び執行に関する事項に関すること。
 - (3) PTの設置及び運営に関すること。
 - (4) その他、協議会の事業運営に関すること。
- 6 委員長は、必要に応じて、運営委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(PT)

第19条 PTは、会員及び県内外で活躍する個人又は団体から前条で定める委員長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 PTにリーダー及び副リーダーを置き、委員長が委嘱する。
- 3 PTは、リーダー又は委員長が招集する。
- 4 PTの議長は、リーダーがこれに当たる。
- 5 副リーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 PTは、次の事項を所掌する。
 - (1) 運営委員会から付託された事業の企画立案及び執行に関すること。
 - (2) その他円滑な事業の実施のために必要な関係機関、団体等との調整等に関すること。
- 7 PTは、必要に応じ分科会を設置することができる。
- 8 PTで協議した事項については、運営委員会に報告する。

(事務局)

第20条 協議会の事務を処理するため、県国際業務所管室課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第21条 協議会の経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成29年2月7日から施行する。

2 協議会設立当初の会計年度の始期は、第22条第1項の規定に関わらず、この規約の施行日からとする。

3 協議会設立時の監事の任期は、第12条第3項中、「選任後3年以内」を「選任後4年以内」に読み替えるものとする。